

＜借り手企業向け説明会＞



説明資料

金融庁
平成25年3月

金融機関による貸付条件の変更等の対応状況

- ・貸付条件の変更等の申込みに対する実行の割合は、9割を超える水準で推移
⇒ 貸付条件の変更等の取組みは定着

【単位:千件】

申込み 3,698

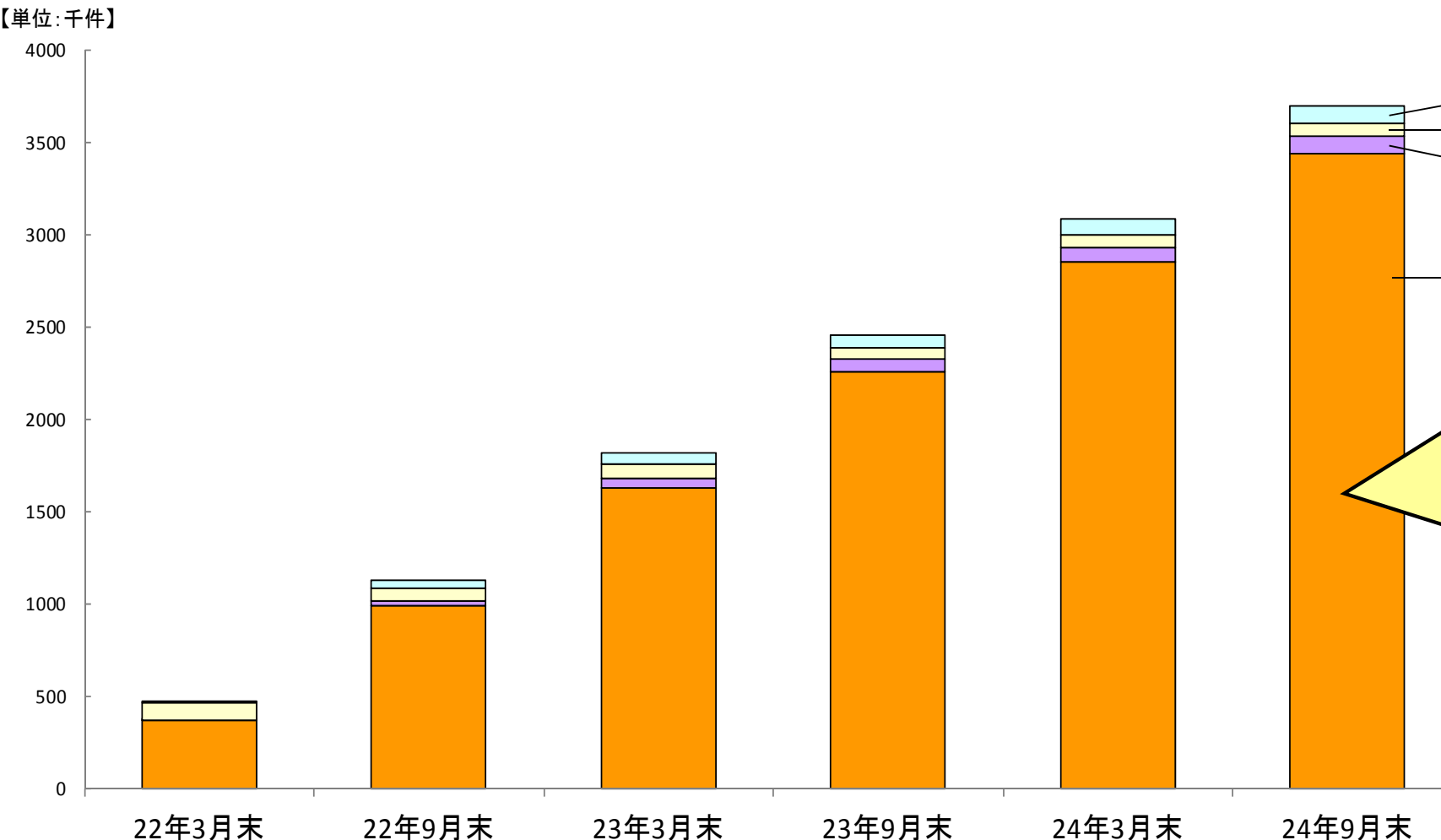
取下げ 100
審査中 67
謝 絶 92

実 行 3,437

円滑化法利用事業者
⇒ 約 30～40 万先(推計)



特に事業再生・転廃業が
必要な事業者
⇒ 約 5～6 万先(推計)

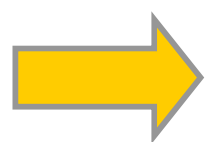


一方で、貸付条件の再変更等が増加(実行の約8割)

また、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業も増加

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」 (平成24年4月20日公表)

- ・ 本年度を初年度として、中小企業の事業再生支援に軸足を移し、貸付条件の変更等にとどまらず、真の意味での経営改善が図られるよう、政府を挙げて取り組む。

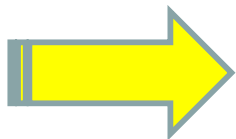


関係府庁(内閣府・金融庁・中小企業庁)が連携し、

「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を策定。

政策パッケージの主な施策

- ① 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ② 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能強化・連携強化
 - － 地域における事業再生支援態勢の抜本的強化
- ③ 経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進
 - － 事業再生ファンドの組成・活用促進、中小企業支援ネットワークの構築、企業再生税制の拡充 等



中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図っていく。

企業再生支援機構の取組み状況

1. 再生支援体制の再構築

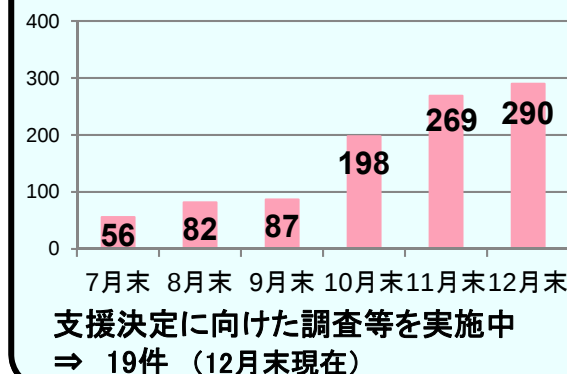
- ・ 中小企業の再生に精通した役員の招聘(4月、6月)
- ・ 「中小企業経営支援政策推進室」の設置(6月、20人)
- ・ 中小企業の事業再生に係る専門人材の拡充(5月～、25人)
- ・ 中小企業の実態に合わせた支援基準の緩和(7月)
- ・ デューデリジェンス費用の負担軽減(8月)

- ・ 体制整備は概ね完了
- ・ 中小企業の事業再生支援に積極的に取り組む

2. 支援案件の掘り起こし

- ・ 役員自ら全国各地の金融機関を訪問・要請(7月下旬～)
- ・ 金融庁から金融機関に対して、積極的な活用を促す(5月～)

(件) 金融機関等からの相談件数



(参考) 支援実績: 28件
うち中小企業: 11件、医療法人: 9件

3. 再生現場(各地の協議会)の強化 [新しいミッション]

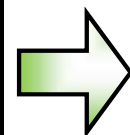
- ・ 機構自身による支援に留まらず、
 - ① 機構スタッフが協議会案件に対して助言(7月下旬～)
 - ② 相互仲介ルールを活用し、協議会を積極的に支援(7月～)
- ・ 中小企業の経営状況の把握・分析手法や再生手法を協議会に提供(8月～)

- ・ 機構・協議会の連携態勢の構築は概ね完了
- ・ 検討中の仲介案件(12月末現在)
機構→協議会: 8件
協議会→機構: 10件

中小企業再生支援協議会等の取組み状況

1. 再生支援体制の構築

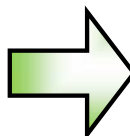
- ・ 迅速・簡易な再生計画策定支援方法の確立(5月)
- ・ 専門人材の確保、人員体制の大幅拡充(10月～12月)
- ・ 相談機能の充実(5月以降)



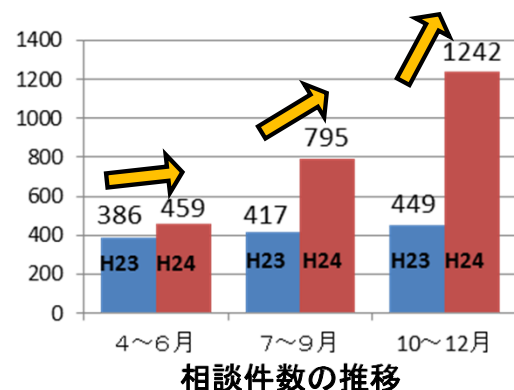
- ・ 計画策定処理期間
6ヶ月 ⇒ 2ヶ月に 短縮
- ・ 統括責任者補佐の増員
- ・ 中小企業セミナー等の開催

2. 金融機関からの事前相談体制の構築

- ・ 迅速・簡易手法の金融機関説明会を実施(6月～)
- ・ 迅速・簡易手法の金融機関個別訪問説明(6月～)



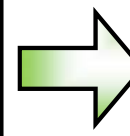
- 支援実績(件数は4月-12月末、速報値)
- | | | |
|----------|--------|----------|
| 相談件数 | 2,496件 | (1,252件) |
| うち金融機関持込 | 1,767件 | (470件) |
| 計画策定件数 | 337件 | (169件) |
| 策定中件数 | 496件 | (291件) |
| 策定検討件数 | 1,174件 | (123件) |
- ※()書きは前年同期実績
- ・ 4月から12月末で約2,000件の計画策定・策定支援候補



相談件数は
増加傾向

3. 経営改善や事業再生を支援する諸施策の推進

- ・ 事業再生ファンドの組成・活用促進
- ・ 中小企業支援ネットワークの構築
- ・ 日本政策金融公庫における資本性借入金



- ・ 52ファンド組成済み
(民間ファンドを含む、1月17日現在)
- ・ ネットワークは47都道府県で構築済み
- ・ 24年度補正予算 986億円
事業規模 0.4兆円

地域における事業再生ファンドの組成状況

◎ 地域限定ファンド※は38ファンドが組成済

※ 支援対象を当該地域に所在する企業に限定するファンド



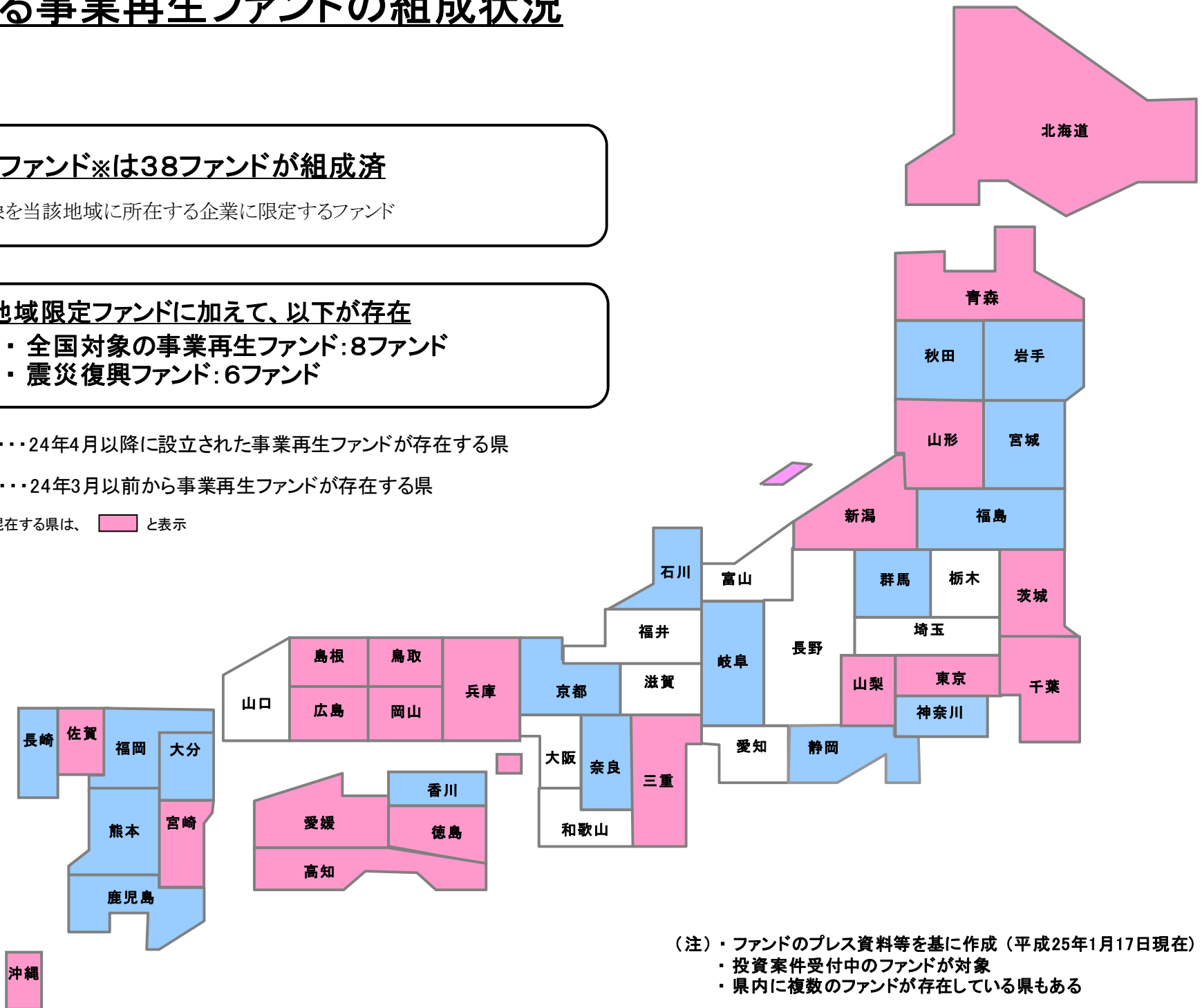
○ 地域限定ファンドに加えて、以下が存在

- ・ 全国対象の事業再生ファンド: 8ファンド
- ・ 震災復興ファンド: 6ファンド

 ……24年4月以降に設立された事業再生ファンドが存在する県

 ……24年3月以前から事業再生ファンドが存在する県

(注) 上記が混在する県は、 と表示



(注) ・ ファンドのプレス資料等を基に作成 (平成25年1月17日現在)

- ・ 投資案件受付中のファンドが対象
- ・ 県内に複数のファンドが存在している県もある

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）が本年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられています。

こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、以下のとおりお示します。



（金融機関の役割）

- 金融機関が、**貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべき**ということは、円滑化法の期限到来後においても**何ら変わりません**。

（検査・監督の対応）

- 金融検査・監督の目線やスタンスは、円滑化法の期限到来後も、**これまでと何ら変わりません**。
⇒ **検査・監督を通じて金融機関に対し、関係金融機関と十分連携を図りながら、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促します**。
- 円滑化法の期限到来後も**不良債権の定義は変わりません**。
（貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は**恒久措置**です）
- 個々の借り手の経営改善にどのように取り組んでいるのか、検査・監督において、従来以上に光を当てます。

（借り手の課題解決）

- 借り手が抱える経営課題の解決には相応の時間がかかるものです。
⇒ 本年3月末までに、何らかの最終的な解決を求めるというものではありません。
- 金融機関に対して、借り手の経営課題に応じた**最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援**するよう促します。

（営業現場への周知徹底）

- 金融機関に対して、円滑化法の期限到来後も、**顧客への対応方針が変わらないことを借り手に説明**するよう促します。
- 金融機関に対して、こうした検査・監督の方針を、営業の第一線まで、周知徹底し、実践するよう促します。

検査マニュアル・監督指針の改正のポイント

金融検査マニュアル・監督指針を改正し、以下の点を明記。

検査マニュアル

- ①金融機関は、中小企業者等の借り手からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、適切に対応すること
- ②金融機関は、他の金融機関等と連携し、申込みを行った中小企業者の貸付条件の変更等に適切に対応すること

※「金融円滑化編」に明記。

監督指針

- ①金融機関は、中小企業者等の借り手に対して、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
- ②金融機関は、他の金融機関等と連携し、申込みを行った中小企業者の貸付条件の変更等に努めること

※「主要行等向けの総合的な監督指針(第Ⅲ章4編)」、
「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(第Ⅱ章4編)」に明記。

◇上記の「検査マニュアル」・「監督指針」に基づき、

○検査において、円滑化遂行の態勢の状況を検証

○定期的なヒアリング等により、金融機関による中小企業者への円滑な資金供給に向けた積極的な取り組みを確認

◇併せて、金融当局より、

○金融機関に対し、貸付条件の変更等の実施状況を開示するよう要請

○金融機関による貸付条件の変更等の実施状況を取りまとめ公表

中小企業金融円滑化法

不良債権の定義

平成21年12月4日
中小企業金融円滑化法施行
【平成23年3月31日までの時限法】

金融機関に対し以下を義務付け(努力義務)

- ・貸付条件の変更等に努めること
- ・条件変更等に応じるための体制整備
- ・条件変更等の実施状況、体制整備状況の開示、当局への報告 等



2度の期限延長

平成25年3月31日
中小企業金融円滑化法期限到来

円滑化法期限到来後の方策

- ・検査マニュアル・監督指針に貸付条件の変更等に努めることを明記
- ・条件変更等の実施状況の自主的な開示を要請 等

平成20年11月7日
金融検査マニュアル・監督指針の改定
【恒久措置】

貸出条件緩和債権(不良債権)に該当しないための経営再建の達成時期の弾力化

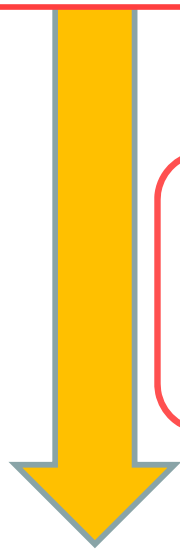
「3年以内」 ⇒ 「5年以内(最長10年以内)」



平成21年12月4日
金融検査マニュアル・監督指針の改定
【恒久措置】

貸出条件緩和債権(不良債権)に該当しないための経営改善計画の策定時期の弾力化

「条件変更時」 ⇒ 「条件変更時より最長1年以内」



円滑化法
期限到来後も
定義は不変

中小企業等の金融円滑化への取組みについて

我々信用金庫の事業基盤である地域経済は、長引くデフレ不況、人口の減少や国内産業の空洞化等によって疲弊してきており、一部の中小企業において海外に販路拡大等を求める積極的な動きがあるものの、売り上げ不振や収益の悪化など事業活動をめぐる状況は引き続き厳しい状況にある。

こうした状況の下、我々信用金庫は会員たる中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んできた。

我々信用金庫は、非営利の協同組織金融機関として、相互扶助の経営理念の下、こうした取組みを自らの社会的使命と考えており、内外の経済情勢等に左右されることなく、これからも愚直に実践していく所存である。

したがって、当然のことながら、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、会員たる中小企業等から貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、引き続ききめ細かな対応を行っていくことに変わりはない。

我々信用金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいくことをここに申し合わせる。

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応にかかる
中小企業者への周知徹底について

標記の件に関しましては、既に各信用金庫において自金庫の対応方針をホームページで公表し、当該中小企業者に対して案内等をいただいております。本会でも業界申し合わせを行うなど、業界では同法期限到来に向けた対応を鋭意行っているところです。

しかしながら、金融当局等には円滑化法の期限到来後における金融機関の対応を不安視する中小企業者の声が依然として寄せられていることから、信用金庫業界としても、本件に関する更なる周知徹底に積極的に取り組むことが求められております。

つきましては、各信用金庫におかれましては、貸付条件の変更等を行っている中小企業者に対し、円滑化法の期限到来後もこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めていくことや、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、きめ細かな対応を行っていく旨を適切に伝え、周知していただきますよう（貴金庫の対応方針と相談窓口を明示した代表者名入りの書面を送付・配布する等）お願い申し上げます。

なお、既に同様の取組みを実施している取引先には、改めてご対応いただく必要はございませんが、これから対応される信用金庫におかれましては、既に自金融機関の対応方針等をホームページで公表している信用金庫や銀行の事例を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

中小企業金融等の円滑化への取組みについて

わが国の経済を下支えしている信用組合の主たる取引先である中小零細事業者は、現在、懸命に事業の継続や雇用の維持に努めているが、不透明感の増す内外経済のなか受注の激減や個人消費の低迷による売上げ不振に加え競争の激化などにより、厳しい経営環境が続いている。

このような状況の中にあって、信用組合は、相互扶助の理念に基づき、中小零細事業者や生活者に金融利便を提供するための協同組合組織の金融機関として、取引先の経営実態や特性を踏まえた上で資金供給を行うとともに、取引先の経営相談や経営指導・経営改善など課題解決に向けた可能な限りの支援を行うことで、地域・業域・職域の各分野において円滑な金融仲介の使命・役割を果たしてきた。

もとより信用組合は、円滑化法施行以前より、通常の業務として、取引先からの債務の返済猶予や条件変更などの相談に積極的かつ柔軟に対応するとともに、中小零細事業者に対するいわゆるコンサルティング機能の発揮に全力で取り組んでおり、法律の期限到来後も、これまで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融の円滑化に向けてしっかりと取り組んでいくことに何ら変わりはない。

信用組合の強みは、地域に密着して得られる定性情報を活かして融資等の金融ニーズに適時・適切に応じることにあるが、今後、さらにこうした強みを発揮していくとともに、取引先の経営改善・事業再生の取組みを促進するため、外部機関や専門家を積極的に活用するなど、コンサルティング機能の質をより一層高めていく必要がある。

以上を踏まえ、私ども信用組合は、中小零細事業者や生活者の最後の拠り所として、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、取引先からの貸付条件の変更等の申込み・相談に迅速かつ適切に対応しつつ、経営支援に向けた取組みを一層強化するなど、中小企業等の金融の円滑化に全力で取り組んでいくことを申し合わせる。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応にかかる中小零細事業者等への
周知徹底について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応につきましては、本会において業界申し合わせを行い、また、各信用組合においても自組合の対応方針をホームページで公表し、当該中小零細事業者等に対してご案内等をいただくなど、業界では同法の期限到来に向けた対応を鋭意行っているところです。

しかしながら、金融当局等には、中小零細事業者等から円滑化法の期限到来後における金融機関の対応を不安視する声が依然として寄せられていることから、信用組合業界としても、本件に関する更なる周知徹底に積極的に取り組むことが求められております。

つきましては、各信用組合におかれましては、先般ご案内いたしました業界申し合わせを参考としていただき、同法の趣旨に基づき貸付条件の変更を行っている中小零細事業者等に対し、円滑化法の期限到来後もこれまでと同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めていくことや、貸出先が抱えている課題を十分把握したうえで、その解決に向け、きめ細かな対応を行っていく旨を、可能な限り速やかに周知（貴組合の対応方針と相談窓口を明示した代表者名入りの書面を送付・配布する等）していただきますようお願い申し上げます。

なお、既に同様の取組みを実施している取引先には、改めてご対応いただく必要はございませんが、これから対応される信用組合におかれましては、既に自金融機関の対応方針等をホームページで公表している信用組合の事例や信用金庫、銀行等の事例を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

中小企業金融円滑化法の期限到来後における中小企業金融等への 取組みについて

一般社団法人全国銀行協会

私ども民間金融機関は、これまでも中小企業等に対する金融の円滑化を最も重要な社会的使命に位置づけ、工夫を凝らし様々な方策を講じながら、企業等の資金需要や貸付条件の変更等のお申出に対し、真摯に取り組んできたところである。

中小企業金融円滑化法は本年 3 月31日をもって期限を迎える予定であるが、政府や地方公共団体、日本銀行が、中小企業や地域経済の活性化等を図るべく、一体となって企業等の資金繰り確保に向けた様々な取組みが講じられている中で、私ども民間金融機関としても、政府等と緊密な連携を中断なく保ちつつ、適切に金融仲介機能を発揮し、企業等の資金需要や貸付条件の変更等のお申出に、引続き真摯かつ丁寧に対応していくことが期待されている。

特に、昨年11月15日に「中小企業金融等の円滑化への取組み」について申し合わせを行っているとおり、貸付条件の変更等のお申出については、借り手の真の意味での経営改善が図られるよう、外部機関等を活用しつつ、コンサルティング機能を積極的に発揮し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援する等の対応を行うことが重要と認識している。

中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、私ども民間金融機関の融資スタンスに不安を持たれることの無いよう、借り手への説明を確りと行いつつ、これまでどおり、真摯に中小企業等と向き合い、企業等の資金需要に前向きに対応し、金融の円滑化に全力をあげて取り組むことを申し合わせる。

第3章 具体的施策

Ⅱ 成長による富の創出

2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策

②経営改善・事業再生支援、資金繰り支援

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援

- ・中小企業再生支援協議会の機能強化、認定支援機関による経営改善計画策定支援等(経済産業省)
- ・中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援: 日本政策金融公庫における資本性資金の活用
＜同公庫に対する産投出資＞、日本政策金融公庫、商工中金における経営支援と一体となった
セーフティネット貸付の創設等(経済産業省、財務省、厚生労働省)
- ・企業再生支援機構を抜本的に改組し、事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する
専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行うため
の機能拡充を図り、「地域経済活性化支援機構」(仮称)とする
(内閣府、金融庁、総務省、経済産業省)
- ・中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化、
「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)の設置、金融機関による中小企業の経営支援に関する
取組状況等の定期的な公表等＜予算措置以外＞(金融庁)
- ・個人保証制度の見直し＜予算措置以外＞(経済産業省、金融庁)
- ・動産・売掛金担保融資(ABL)の活用促進＜予算措置以外＞(金融庁)
- ・商業・サービス業中小企業の経営改善のための設備投資を促進する税制措置＜税制＞
(経済産業省、厚生労働省、農林水産省)

中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援のイメージ

円滑化法を利用する中小企業・小規模事業者 30万～40万社

特に事業再生等が必要な事業者 5万～6万社

企業再生
支援機構
による
支援

再生支援協議会
による支援

年間数千社を支援。
機能強化のため、
補正予算に41億円計上。

認定支援機関による
経営改善計画策定支援

2万社を対象に総額300万円
までの費用の2／3を補助。
補正予算に405億を計上。

セーフティネット貸付や借換保証等による10兆円超
の資金繰り支援

- ・ 経営支援型のセーフティネット貸付の創設
（補正予算1326億円、事業規模5兆円、約20万社対象）
- ・ 資本金劣後ローンの活用
（補正予算986億円、事業規模0.4兆円、約1300社対象）
- ・ 借換保証の推進
（補正予算500億円、事業規模5兆円※、約25万社対象）
※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

地域金融
機関

中小企業・小
規模事業者の
再生・経営改
善については、
メインバンクが
最後まで責任
を持つことが
大原則

企業再生支援
機構の機能強
化により、地
域金融機関等
の支援能力を
向上

事業再生子会社・再生ファンド等への出資・専門家人材の派遣（今次法改正による機能強化）

中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生・資金繰り支援

○認定支援機関向け経営改善・事業再生計画研修事業 5 億円【補正予算】

経営力強化支援法に基づく認定支援機関(税理士、弁護士、金融機関等)に対して、大手会計法人等による研修を実施し、事業再生・経営改善計画の策定能力の強化を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生・経営改善を促進する。

○認定支援機関による経営改善計画策定支援 4 0 5 億円【補正予算】

中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画の策定に対して、経営力強化支援法に基づく認定支援機関が行う支援やフォローアップに対して補助を行う。

○中小企業再生支援協議会の機能強化 4 1 億円【補正予算】

年数千件程度の事業再生計画の策定支援を確実に実施できるよう、中小企業再生支援協議会の全国本部の人員の拡充等の機能強化を進める。

○中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 2, 8 9 3 億円【補正予算】

(財務省計上1,713億円、経産省計上1,180億円)

経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業・小規模事業者の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す。

・ セーフティネット貸付の創設 1, 3 2 6 億円

経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業・小規模事業者の経営改善を支援するため、経営力強化支援法に基づく認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付の創設。

・ 資本性劣後ローンの拡充 9 8 6 億円

新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期(7年・10年・15年)・一括償還の資金(資本性資金)を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化。

※資本性資金とは、法的倒産手続の開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資であり、金融庁の金融機関向け検査では「自己資本とみなすことができる」

・ 借換保証の推進 5 0 0 億円

経営力強化支援法に基づく認定支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免する経営力強化保証など、複数の借入債務を一本化し返済負担の軽減を図る借換保証を推進し、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化。

資金繰り支援

- 経営支援とあわせた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、中小企業の再生・経営改善等の取組を推進しながら、中小企業の資金繰りに万全を期す。

公的金融(日本公庫、商工中金)による支援

○ 経営支援型のセーフティネット貸付の創設 (日本公庫、商工中金)【補正予算1,326億円、事業規模5兆円】

- ・ 認定支援機関等による経営支援を前提としたセーフティネット貸付を創設する。
- ・ 対象: 経営環境の変化等により一時的に業況が悪化している中小企業
- ・ 金利: 基準金利ー最大0.6% ※基準金利は中小事業1.55%、国民事業2.05%

○ 資本性資金の活用 (日本公庫)【補正予算986億円、事業規模0.4兆円】

- ・ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期(7年・10年・15年)・一括償還の資本性資金を供給。
- ・ 財務基盤の強化を通じて、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化させる。

※資本性資金とは、法的倒産手続きの開始決定がなされた場合に、全ての債務に劣後する融資であり、金融庁の金融機関向け検査では「自己資本」とみなすことができる。

信用保証による支援

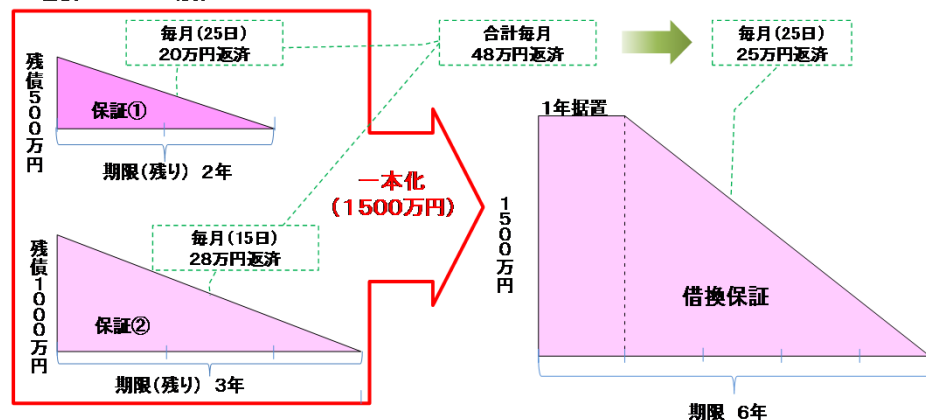
(平成15年2月創設)

○ 借換保証の推進【補正予算500億円、事業規模5兆円※】

- ・ 複数の借入債務を一本化し返済負担の軽減を図る借換保証を促進。
- ・ 認定支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を一部減免(ー0.2%)する経営力強化保証の活用が中心。

※予備費で措置した951億円、2.9兆円を含めた事業規模。

■ 借換のイメージ(例)



小規模事業者に重点を置いた経営改善・事業再生等支援策 ①

- **金融業界**(信用金庫・信用組合等)は、円滑化法期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでいく旨を申合せ 小規模事業者を主たる取引先とする**各信金・信組**から、申合せの趣旨等を個々の借り手に文書等で説明
- 債務者が経営改善計画を策定していない場合であっても、債務者の実態に即して**金融機関が作成した資料がある場合**には、経営改善計画とみなす取扱いの周知徹底
 - ⇒ 金融機関に対して、当該取扱いを積極的に進めるよう指導
 - 【金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕】
(略)債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、貸出条件緩和債権に該当しない(略)
- 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に対して、**全国の認定支援機関**(6,740先:税理士、中小企業診断士、商工会、信金・信組等)が計画策定を支援
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助 【補正予算:405億円】
- 地域における経営改善・事業再生支援の担い手が連携し、
 - 地域全体の経営改善・事業再生ノウハウの向上を図るための**中小企業支援ネットワーク**(※)を全都道府県に構築
 - ⇒ 経営改善・事業再生のニーズや対応策等についての情報共有、面的再生等についての検討等

※信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所、税理士、法務・会計の専門家、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

小規模事業者に重点を置いた経営改善・事業再生等支援策 ②

- 個別の中小企業・小規模事業者の支援のため、当該個別中小企業・小規模事業者と金融機関等の関係者が集まる枠組み(経営サポート会議)を活用
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者の負荷(経営改善計画を策定していく過程での複数の金融機関との調整に要する多大なコスト・時間)を低減し、関係者が迅速に当事者の支援に向けた方向性について協議等
- 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援を実施し、経営改善・事業再生等の取組みを推進しながら、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す
 - ⇒ 認定支援機関等による経営支援を前提とした経営支援型セーフティネット貸付を創設【事業規模:5兆円】
 - ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
 - ⇒ 新事業展開・事業再生に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資本性資金を政府系金融機関が供給【事業規模:0.4兆円】
- 日常より中小企業・小規模事業者の身近で相談等に応じている商工会、税理士等から、個々の中小企業・小規模事業者に対し、円滑化法終了後の金融機関や金融当局の対応や各種の中小企業・小規模事業者支援策を幅広く説明・助言等
- 全国の財務局・財務事務所に「中小企業等金融円滑化相談窓口」を2月22日に設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応
- 被災地域においては、東日本大震災事業者再生支援機構が小規模事業者に積極的に対応
 - ⇒ 池田・機構社長
「可能性のある小規模事業者の方々への支援も全部やる。そのことにこそ、私ども存在意義があると考えています。いま、本当に困っているのは小規模事業者の方々なのでありますから。」(「東日本大震災事業者再生支援機構ニュースレターNo. 1」より)
 - ⇒ 12月26日時点の支援決定先及び前向き検討先256先のうち過半の148先が従業員10名以下の事業者